

## 山手保育園保護者会慶弔規約

第1条 園児及び会員に病気、不慮の災害ならびに不幸があった場合は、下記要領により代表者が見舞い、香料、会葬などする。

(1) 傷病見舞い

園児及び職員（2週間以上）	見舞金	3,000円
---------------	-----	--------

(2) 不慮の災害

園児及び職員	見舞金	3,000円
--------	-----	--------

(3) 弔意

園児及び会員	香料	5,000円
--------	----	--------

花輪	1対
----	----

会員の家族	香料	5,000円
-------	----	--------

法人の役員	香料	5,000円
-------	----	--------

第2条 この規約による見舞金等に対する返礼は、いっさい受けないものとする。

第3条 職員が退職した場合は、別に協議し、決定する。

第4条 この規約の改正は、役員会の協議で改正することができる。

第5条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で定める。

但し、緊急を要するときは、会長において決定し次の役員会に報告する。

### 附 則

この規約は、昭和55年4月23日から施行する。

この規約は、平成14年4月1日から施行する。